

株式会社藤本電気商会行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年2月1日～令和13年1月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、男性の育児目的休暇の取得促進を図る。

<対策>

- 令和8年4月～ 職場における休暇取得者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和13年1月～ 育児目的休暇の対象となる子を小学6年修了時まで拡大する

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修への積極参加を促進
- 令和9年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和10年4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標3：全社員を対象に育児・介護休業、労働基準法に定める産前産後休業などの諸制度の理解促進をはかる。

<対策>

- 令和8年10月～ 研修会の実施や社内報による社員への周知